社說

民論の勝利

政府は今度新聞條例を改正して政治上の言論を自由にし集會政社法の中より演說の中止解散、政黨政社の聯合禁止を除き且つ保安條例を廢する決心にて既に其議案を提出し或は將に提出せんとするよし人事自然の勢にして斯くある可き筈のものなり西洋の立憲國に於ては言論を以て政權を爭ひ勢を得たる政黨が交る〳〵朝に立て政を行ふの常なれども日本の代議政治は未だ此場合に至らず藩閥の元老は政權を握れども政黨の味方なくして自から孤立の姿に陷り民間の政客は黨與を團結したれども威望未だ足らずして容易に政府に入る能はず昔しならば腕力にも訴ふる處なれども今日の時勢固より斯る手段を容さゞれば專ら新聞演說の力に依賴して內閣を乘取らんとするに付ては政府に於ても自から防禦の工夫なかる可らず本來を云へば新聞に對しては新聞、演說に對しては演說、政黨に對しては政黨を以てす可き筈なれども是等の武器を使用するの伎倆に至ては多年苦辛せる民間の論者に及ぶ可くも非ず乃ち新聞紙の發行停止、演說の中止解散、政黨運動の束縛權を收め、窮すれば則ち此權を振廻はして敵の鋭鋒を挫き以て辛くも政權を維持したるは今日までの有樣なり左れば言論は民間政客唯一の攻道具にして新聞演說の束縛は治安維持の爲めと稱すれども寧ろ政府方の政略防禦策とも云ふ可きものなれば言論自由の議論喧しきにも拘はらず政府が頑として多年其希望を拒みしも偶然に非ざる事なり然りと雖も斯る防禦は畢竟變則の手段にして恰も鐵砲の時代に弓矢を以て爭はんとするに同樣なれば永く維持す可きに非ず既に議會を開て議政權を人民に與へたる上は自から政黨の力に依賴せざるを得ず既に政黨の力に依賴する上は政黨が唯一の武器として恃む所の言論集會を自由にせざるを得ず大勢の命ずる所にして爭ふ可らざるのみならず本來議會を開きしは民論に步を讓りしものなれば議政權を與へながら政黨を擯斥せんとするは猶は敵に武器を授けながら其武器の用法を禁ぜんとするが如し又既に政黨に依賴し乍ら依然言論集會を束縛せんとするは恰も孤城守り難くして和を媾しながら刀は渡さずとて剛情を張るに異ならず共に不通の申分なれば今日に於て國民一致の希望を容るゝは當然なるのみか前日自由黨と提携の時に於て既に此決心ある可き筈なり民間の政客を敵として抑へんとすればこそ彼等を制するの武器も必要なれども既に城壁を撤して相共に運動せんと決心したる上は最早や斯る武器を用ふるの地ある可らず若しも強て之を保存して朝に立つ者は之を以て在野黨を苦め在野黨が時を得たるときは又之を以て復讎を試み交〳〵相追窮するのみならば政界は甚だ殺風景にして政機は滑に運轉す可らず據ち內閣が之を廢せんとするは疾に廢す可きものを廢せんとするまでにして特に新[illegible]も驚く可き程の事にも非ざれば若しも今の內閣にして[illegible]ずんば次の內閣は必ず之を廢す可し分り切りたる[illegible]なるに然るに[illegible]之に反對する者あるは何[illegible]甚だ[illegible]して[illegible]時代の[illegible]を脫[illegible]の世に[illegible]內閣を維持する[illegible]得べしと信ずるが爲めか又は區々たる小政略に溺れて大體の事理を忘れたるが爲めにして恰も太陽既に東天に昇りしを知らず尚ほランプを點ぜんとするが如し只憫む可きのみ

○臺灣守備混成旅團管下狀況

臺灣總督より昨年十二月十七日附にて陸軍大臣の許へ舊臘二十八日到達したる守備混成旅團各管下の狀況に關する報告は左の如し

臺灣守備混成第一旅團管下

一　十二月八日步兵第二十二聯隊第七中隊(長、田邊大尉)は三角湧を發し九闖の小隊を合して東西より雞罩山の賊徒を狹擊し其巢窟を掃攘せり賊數は約そ百人にして一人を捕縛し十數人を死傷せしめ其他は生蕃界に退走せり

二　同九日午後三時木柵庄附近土命庄に賊約そ百人襲來せしも木柵街の憲兵之を擊退せり然るに此賊は午後七時四十分頃再び什伍份庄(景尾公館兩街の中央)に來襲し景尾街より派遣せる憲兵八人は之と遭遇し苦戰せり此報に接し在臺北步兵第二十一聯隊の第一大隊より將校斥候及憲兵二十人新店守備隊より特務曹長の指揮する十七人の斥候を派遣せしも賊の退去後なりし而して新店より派遣の斥候は十日午前五時三十分木柵の東方新興庄に在りし五六十人の賊を攻擊し之を東重溪庄方向に擊退し其一人を斃せり

三　同日午後九時約そ二百の賊徒錫口街の西方及び南方より侵入せり同所の憲兵は之に應戰し十時頃之を擊退し其二人を斃せり

四　同日午後十一時頃海山口憲兵の偵察隊は海山堡澎福庄より頂埔庄に通ずる渡船場に於て賊約そ百人と衝突し十二時頃之を擊退せり

五　同十日午前九時頃大姑陷東方約そ一里の村落に生蕃人約そ二十五人(銃器半數携帶)出來り土人の伐木者を殺害せり

六　同十二日夜粗坑(頂雙溪の北方二吉餘)に賊襲來の報を得頂雙溪守備隊より三井少尉に兵卒若干を附して派遣し交戰の後賊は數部に分れ遁走し我兵一人負傷す

七　獅子頭鬻(新店の東南約そ二里)には先般討伐せる賊の殘餘と更に紅山水より移りし賊魁簡擾の率ゐる賊徒あり是等は相合して該地を根據とし各部落に橫行掠奪を擅にす依て旅團長は十四日步兵第二十一聯隊第一大隊長井石少佐に在臺北の步兵一中隊と一小隊、騎兵一分隊、砲兵一小隊及工兵一小隊を附し之が討伐を命ぜり少佐は新店守備中隊及び三角湧附近の派遣隊を合し步兵の總數を三中隊に爲し同日午後四時各隊は鳳窟、三峽、四城、小暗坑の線に到着互に連絡し翌十五日午前五時運動を起し同七時三十分より射擊を開始し東西南の三方向より合擊午後二時十五分之を占領せり賊の數は凡そ百五十人にして其大部分は東南蕃界に潰走す賊を斃すこと十八、小銃[illegible]銃及び米穀を分捕り我に死傷なし

臺灣守備混成第二旅團管下

一　十二月七日地形偵察のため[illegible]林守備隊より尾[illegible]城附近に出せし將校斥候(三十一名)は同所河原に於て賊約そ百人と遭遇し交戰の後之を擊退し其二人を斃せり

二　同十三日雲林守備隊長は嘉仔里庄(雲林の南方約そ一里)に賊の集合せるを聽知し嘉川、佐々木兩大尉の射る二部隊を派遣せしむ同庄の西北に於て賊約そ百人と衝突し數十回射擊の後賊は死屍六を殘して遁逃す

三　太平頂を根據とせる賊魁柯鐵の率ゐる賊徒を討伐せしむるため旅團長は守備步兵第四聯隊の六中隊、同三聯隊の二中隊、山砲二門、臼砲二門より成る砲兵一隊及び臨時衛生隊を第四聯隊長太田中佐の指揮に屬せしめたり而して此枝隊は十三日各部署位置に就き十四日拂曉より攻擊を始めたり其十四日及翌十五日に於ける討伐隊長の報告要旨左の如し

一　右翼隊は二坪仔庄を占領するも賊堡壘に據り頑固にして之より進出するを得ず負傷數人あり

二　左翼隊は大平頂西北(圖上草山)方位より前進し賊の第一線に對しあり此隊より左側に出せる小隊は昨夕賊襲の際十數人の兵卒生死不明と爲れり

三　本隊は崁頭庄東方に在り大平頂に對す

四　別に一中隊を梅仔坑方面より蘇察庄湖仔察附近に出しあり(以上十四日附)

一　梅仔坑方面に出したる平岡中隊は稍々苦戰に陷れり該中隊は孤立して優勢の敵に襲はるゝの景況あるを以て一旦崁頭庄の方向に招致せり

二　討伐本隊の進路吊景庄方面は地形惡しく未だ攻擊の目的を達せず太田中尉は重傷を蒙り負傷下士以下三死者兵卒二を生せり

三　賊の兵力は未詳なれども其一線は吊景庄附近の高地を占領し頑固の抵抗を爲し又廍亭仔庄より大平頂の正面に亘る高地にも賊の多數を見る而して其占領區域は約そ一里半に亘れり

四　枝隊は明十六日吊景庄方面より攻擊に決す

五　土人の報告に據るに賊は兵力を地方より召集するものゝ如し其南方よりは黃國外一人部下二百人を率ゐ當地よりは賴福來五十餘人を引率して山中に入れり

(以上十五日附)

○豐太閤榮華物語

放牛舍桃林述
社員速記

(第十二回)

茲に天正十八年の末に至つて大和大納言秀長、是れは以前美濃守と申され秀吉公の全くの御舍弟にて北條征伐の折柄には大阪の御留守居を仰付けられしが假に發病して殊の外御危篤と相成りしゆゑ秀吉公の心痛一方ならず何卒して今一度本復なさしめんと種々介抱に手を盡されたが如何に貴人高位の御方でも死生き許りは左右するゝとは出來ぬ事根本皮め其効なく遂に黃泉の客とならせ給ひました予時十二月十七日、秀吉公の懇偈一方ならぬも無理はない杖とも柱とも賴み切つたる秀長が亡くなりました事ゆゑ左右の家來も一間に籠つて唯默然として御座するのみ[illegible]家督の儀は大和大納言秀俊へ仰付けられ之へ百萬石を賜つて片は付たやうなものゝ何となく秀吉公[illegible]心が結ばれて心平かならざる折しも泉州堺の住人にして十六黨の一人なる中原六左衛門の[illegible]に中原六左衛門と申す者あり此者は太刀の鞘を作るのを[illegible]として居りましたが此太刀、刀の[illegible]と申すものは[illegible]なものでわります、折角丹精を凝して結た所が一寸事に臨んで一寸の間で拔けぬやうに[illegible]て[illegible]往かなれば[illegible]くても往けぬ、なか〳〵[illegible]加減と云ふものは[illegible]六箇敷い、丁度[illegible]茶を入れて[illegible]向ふやうなもので聊かでも堅くて往かず緩く[illegible]六箇敷い、然るに[illegible]くスル〳〵ッと拔[illegible]だが其工合と云ふ[illegible]居るゝとゆゑ天下[illegible]るを注文日に增し[illegible]能出づるやうにな[illegible]て殊の外秀吉公の[illegible]下は別々として樂[illegible]存じ或日新左をお[illegible]へ罷出でました[illegible]意でムります、面[illegible]前樣のやうに何不[illegible]ては面白味は[illegible]少なうムりま[illegible]す、我々共の[illegible]やうに卑賤な[illegible]る土民の間に[illegible]はなか〳〵言[illegible]ふに謂はれぬ[illegible]面白味のある[illegible]もの、粗食を[illegible]食み水を飲み[illegible]肱を曲げて枕[illegible]とし樂み其中[illegible]に在りと云ふ[illegible]古言もある[illegible]

秀「フーン何[illegible]かそれが樂み[illegible]か甚左衛門でム[illegible]うすさ寢たい[illegible]時に寢、起き[illegible]たい時に起た[illegible]

ま〳〵本を見て居[illegible]其間に何となく限[illegible]誠に下品な話では[illegible]の向いた時でなけ[illegible]故氣の向く時は數[illegible]々遣るゝともわれ[illegible]る其香氣さ加減と[illegible]樂みは夕飯[illegible]男は[illegible]て[illegible]

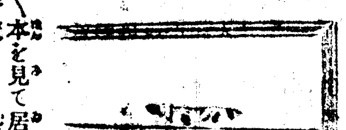

[illegible]な古歌もあり[illegible]握り[illegible]て一切[illegible]ますが生[illegible]遭遇一[illegible]うな次第、天を笑[illegible]